

## 消火栓や防火水槽の付近は 駐車禁止です!

「消火栓」や「防火水槽」は、消火活動には欠かすことの出来ない施設で、火災発生時は消火に必要な水を、消防車両に供給するものです。

これらの水利施設は、道路わきや歩道上などに設置されており、その位置を示すため、標識を掲げているものや、路上やフタにマーキングしているものがあります。

また、消防水利として指定しているプール、河川なども、消火活動に使用することがあります。

消防は、これらの消防水利がいつでも使用できるよう、定期的に点検を行っていますが、道路上に違法に駐車された車両によって、消火栓や防火水槽が使えなくなるといった事態が発生し、消防隊の活動に支障を来すことがあります。

### 道路交通法で駐車を禁止している場所(消防関係)

#### 1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水槽の吸水口又は吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水槽の端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利(プール、池、井戸、河川等)の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

#### 2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場(消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等)の端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合



【お問い合わせ】 消防本部 警防課 ☎975-2006

### 男女共同参画コーナー

## ど〜おもう?



どう思う?

企画課 ☎ 973-5005

## 高額査定、一括即金にて買取ります

土地・中古住宅・アパート・軍用地・不動産全般



テレビCMでお馴染み  
査定担当 どうます!

## 無料査定・秘密厳守

不動産を売りたい方  
売却を検討されている方  
お気軽にご相談ください!

安慶名十字路より前原高校向け 200m 先左側

TEL **979-2200**

**株式会社 松樹 具志川店**  
Forever Communication  
沖縄県知事 (6) 2709号 (公社) 沖縄県宅地建物取引業協会員  
うるま市みどり町4丁目19番12号